

大阪市が条例で指定する法人等に寄附をされた方へ

〒大阪市 財政局

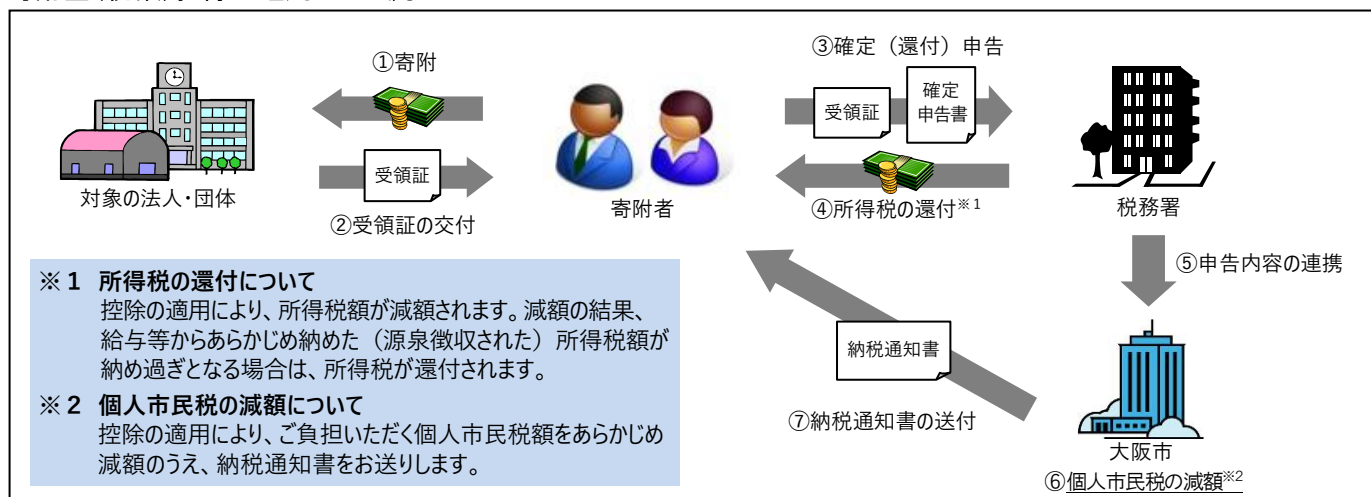
大阪市が条例により指定した寄附金については、所得税および個人市民税において、寄附金（税額）控除の対象となり、控除の適用を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

■寄附金（税額）控除の概要

大阪市が条例により指定した法人・団体や事業に対して、年間（1月1日～12月31日）2,000円を超える寄附をされた場合、支払った寄附金額に応じて、所得税および個人市民税から一定額が控除されます。

寄附金（税額）控除の適用を受けるためには、所得税の確定（還付）申告が必要です。

●寄附金（税額）控除の適用までの流れ



●所得税および個人市民税の軽減額の目安（単身の給与所得者の場合）※¹

寄附額	給与収入 300 万円			給与収入 500 万円			給与収入 1,000 万円		
	軽減額※ ²			軽減額※ ²			軽減額※ ²		
	所得税※ ³	市民税	合計	所得税※ ³	市民税	合計	所得税※ ³	市民税	合計
1 万円	400 円	700 円	1,100 円	800 円	700 円	1,500 円	1,600 円	700 円	2,300 円
3 万円	1,400 円	2,300 円	3,700 円	2,800 円	2,300 円	5,100 円	5,700 円	2,300 円	8,000 円
5 万円	2,400 円	3,900 円	6,300 円	4,900 円	3,900 円	8,800 円	9,800 円	3,900 円	13,700 円

※¹ 上記の軽減額は、目安のため百円未満は切り捨てています。

※² 軽減額は、控除の適用前税額と適用後税額の差額です。また、所得税の軽減額には、復興特別所得税の軽減額も含まれています。

※³ 所得税の軽減額は所得控除として計算した場合の額です。なお、寄附先の法人・団体によっては、所得控除に代えて税額控除を選択できる場合があります。詳しくはお住まいの地域を管轄する税務署までお尋ねください。

■申告手続きについて

寄附金（税額）控除の適用を受けるためには、寄附をした年の翌年の申告期限（3月15日）までに所得税の確定（還付）申告が必要です。申告には、寄附金を受領する法人・団体が発行した受領証の添付または提示が必要となりますので、大切に保管してください。

（注）所得税の納税義務が無く、市民税・府民税のみが課税される方については、寄附をした年の翌年の1月1日現在にお住まいの区を担当する市税事務所に市民税・府民税の申告をしてください。

■大阪市内にお住まいの方へ

寄附をした年の翌年の1月1日現在に大阪市内にお住まいの方については、寄附金の受領法人等がお住まいの都道府県・市区町村において、条例により指定されていなければ、税額控除の適用を受けることができません。

条例の指定状況については、1月1日現在にお住まいの市区町村の市民税担当までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

- 寄附金の受領証に関すること……………寄附金を支払った法人・団体
- 所得税の確定（還付）申告に関すること……………お住まいの地域を管轄する税務署
- 市民税・府民税や条例指定寄附金の制度に関すること……………お住まいの区を担当する市税事務所

※条例指定寄附金の制度に関することは、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 条例指定寄附金 検索

